

令和 7(2025)年度

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

利用申請のご案内



施設について

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援機能も行う施設
地域型保育事業	保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業 ※みやま市には事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育所があります

認定区分

施設を利用するためには**住民票がある市町村**で支給認定を受ける必要があります。

- ・支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分けられます。
- ・有効期限：（1号：就学前まで）（2号：就学前まで）（3号：満3歳になる前日まで）

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号	満3歳以上	教育のみを希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		地域型保育事業

*支給認定に対する決定について

令和7年4月からの利用に向けた認定は、一斉受付により認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は1月下旬にお知らせします。

受付場所・受付期間

《受付場所》

利用希望施設	提出先
幼稚園 認定こども園 地域型保育事業	入園を希望する施設 ※市外の施設に入園する場合はみやま市役所へ提出してください。 ※市内の幼稚園は全て認定こども園に移行しています。
保育所	みやま市子ども子育て課（子ども子育て係） 山川支所・高田支所（市民サービス係） ※市内保育所の在園児は保育所へ提出することができます。

《受付期間》

令和7年4月入園	令和6(2024)年11月1日（金）～11月15日（金）
令和7年5月以降の入園	入園月の前月1日～15日 例）6月1日入園希望者は、5月1日から5月15日までが受付期間となります。

※令和6年度内に市外転出の予定がある場合は、ご相談ください。

利 用 申 請 時 に 必 要 な 書 類

- * 新規入園者は必ず施設の見学を行い、申請をしてください。
- * 下記の書類を全て揃えて提出してください。
- * 用紙は、市役所（子ども子育て課、高田支所、山川支所）および、認定こども園に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

①支給認定申請書・現況届 兼 保育施設利用申込書(児童台帳)

②保育を必要とする証明書（2号・3号認定のみ）

※次のうち、両親等それぞれ該当する保育を必要とする理由を証明する書類を提出して下さい。
 ※ただし、選考となる場合は、後日、同居祖父母等の分まで提出いただく場合があります。
 ご了承ください。



	保 育 を 必 要 と す る 理 由	証 明 す る 書 類
1	事業所に勤務している 自営業・農業に従事している	○就労証明書 ※事業所・事業主の証明が必要
2	妊娠・出産 (産前2か月から産後1年まで)	○保育施設利用に関する申立書 ○母子手帳の写し(表紙及び出産予定日のページ)
3	病気・障がいがある	○保育施設利用に関する申立書 ○診断書または障害者手帳等の写し
4	親族の介護・看護をしている	○保育施設利用に関する申立書 ○要介護(看護)者の介護保険証または診断書等の写し
5	災害復旧	○保育施設利用に関する申立書
6	学校に通っている	○保育施設利用に関する申立書 ○学生証、在学証明書、合格通知書などの写し及び「就学期間・日数・時間等がわかるもの」
7	求職活動(起業準備を含む) をしている	○誓約書(ただし、利用開始後90日以内に就労証明書の提出が必要)
8	虐待やDVの恐れがある	○保育施設利用に関する申立書
9	育児休業中の継続利用	○就労証明書 ※事業所・事業主の証明が必要
10	その他	○子ども子育て課窓口にて、ご相談ください。

注意：書類をもとに、保育の必要量と保育料が決まります！

上記の書類により、「保育の必要な事由」に該当するかを判定し、保育の必要量を「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に認定します。基準は、以下のとおりです。

《就労の場合》

区分	就労時間	保育の必要量 (1日の利用時間)	保育料
保育標準時間	月120時間以上	最長11時間/日	「保育標準時間」利用料金
保育短時間	月60時間以上120時間未満	最長8時間/日	「保育短時間」利用料金

《就労以外での「保育標準時間」利用》

妊娠・出産、育児休業、病気・障がい、求職活動（起業準備を含む）、災害復旧、虐待・DV
 ※その他の「保育を必要とする事由」は、状況に応じて保育の必要量を区分します。

③保育料減免措置に伴う書類（必要な方のみ）

以下の世帯は、住民税の額により保育料の減額の対象となる場合があります。

適用を希望する方は、証明となる書類（写し）を提出してください。（申込書への記載もお願いします。）

適用される世帯	証明となる書類	提出先
生活保護世帯	生活保護受給票	子ども子育て課
ひとり親世帯	児童扶養手当証書・ひとり親医療証 等	高田支所
在宅障がい者世帯	特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳等	山川支所

※継続となる場合は、利用中の施設と一緒に提出して差し支えありません。

④子育てのための施設等利用給付認定申請書（必要な方のみ）

1号認定を受けている方であっても、保育を必要とする方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を市へ提出（原則利用施設を經由）し、新2号又は新3号の認定を受けることで「預かり保育料」の一部が無償化の対象となります。

※保育を必要とする理由と添付書類は②保育を必要とする証明書（2号・3号認定のみ）と同様です。

⑤その他（必要な方のみ）

新規申請される方で、両親等が児童と別居している世帯は住民票等を提出いただく場合があります。詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡ください。

保育料について

①保育料は、両親等の所得（市町村民税）に応じた負担となり、4月分～8月分の保育料（令和6年分の所得）と、9月分～3月分の保育料（令和7年分の所得）に分けて決定します。

②両親等の年収の合計が103万円未満の場合は、同居祖父母等の市町村民税額のうち税額が高い方を両親等の税額に合算し、保育料を算出します。

③保育料算定のために必要な書類は必ず期限までに提出をしてください。書類不備の場合は、最高額の保育料で仮算定を行い、書類が揃い次第、入所時にさかのぼって保育料を変更します。

④政令指定都市から転入された方については、所得割課税額を再計算します。（8%→6%）

⑤就学前3年間の保育料は無償です。1号認定者は満3歳になった翌月から無償となります。

⑥副食費等は保護者の負担となりますが、所得により免除される場合があります。

こんなときは届出が必要です！

①勤務状況に変更があったとき（転職・退職など）

②住所が変わるなど、住民票の内容に変更があったとき（転出・転居など）

③家庭状況に変更があったとき（結婚・離婚など）

④修正申告などで、税額に変更があったとき

⑤申請を取り下げるとき、退園するとき

（市外転出するときを含む）

⑥求職活動の方が、就労したとき

※90日以内に就労されなかった場合は、退園になります。

⑦認定区分を変更するとき（1号⇄2号）



《お 問 い 合 わ せ》

みやま市子ども子育て課

子ども子育て係

☎ 0944-64-1535（直通）